

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：平成30年9月28日（平成30年（独情）諮問第53号）

答申日：平成30年12月12日（平成30年度（独情）答申第53号）

事件名：特定日開札清掃業務委託契約に係る企画提案書評価表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定日開札清掃業務委託契約に係る企画提案書評価表（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月6日付け国立病院機構発総第0806001号により、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定日に独立行政法人国立病院機構特定病院（以下「特定病院」という。）で行われた清掃業務委託契約の開札時の際、審査請求人の企画提案書評価表点数が〇〇〇点／1000点（別紙1（略））とあまりにも低い点数に不服であります。

審査請求人は特定病院特定課が要求している評価項目にほぼ該当しているため採点に不備があったのではないかと疑問をいただいている次第です。（別紙2（略））、（別紙3（略））

そして、法人文書の開示を求めましたが「企画提案書評価表における項目ごとの評価」については不開示となったため（別紙4（略））、行政不服審査法の規定により機構に対して審査請求に至った次第です。

今後、このような不当な入札が特定病院で行われないこと、審査請求人のような不服申立てに至る清掃業者がでないことを願っております。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象文書について

本件審査請求に係る開示請求対象文書は、「特定日開札清掃業務委託契

約にかかる企画提案書評価表」（本件対象文書）である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け、処分庁は、本件対象文書を特定した。

処分庁は、本件対象文書のうち、「落札した業者以外の業者名」、「配点」、「企画提案書評価表における項目ごとの評価」については不開示とし、その他の部分については開示とする原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、「企画提案書評価表における項目ごとの評価」の開示を求めている。

4 諮問庁の主張について

本件対象文書は、機構の特定の病院が行った清掃業務委託契約にかかる企画提案書の評価等を記載した文書であり、「評価内容（評価の分類）」、「評価項目（提出書類等）」、「応札条件」、「評価基準」、「配点」、「応札した事業者名」、「評価項目ごとの評価」、「合計点」が記載されている。

これらのうち、審査請求人が開示を求める「評価項目ごとの評価」については、入札に参加した事業者にとって、通常競合他社に知られたくない、秘匿したい情報であると認められ、評価項目ごとにどのような評価を受けたかということが、公にされることによって、評価項目ごとの評価のみにとどまらず、当該事業者の業務運営全体に対する評価及び他の関連事業に対する評価にも影響を与えるおそれがあり、入札に参加した法人等の競争上の地位を不当に害するおそれがある。

したがって、当該情報は、法5条2号イの不開示情報に該当することから、不開示とした。

なお、これらの決定は、平成17年（独情）諮問第22号などこれまでの情報公開・個人情報保護審査会の答申を参考にして行ったものである。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定日に開札された特定病院が実施した清掃業務委託

契約（以下「本件契約」という。）に係る企画提案書評価表であり、処分庁は、その一部について、法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち「応札業者の評価項目ごとの評価」（以下「本件不開示部分」という。）について開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であり、これを維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、評価内容、評価項目（提出書類等）、応札条件、評価基準、配点、応札業者名並びに応札業者の評価及び合計点が表形式で記載されており、そのうち、応札業者の評価項目ごとの評価（本件不開示部分）の外、応札業者名（落札業者を除く。）及び評価項目ごとの配点が不開示とされていると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件不開示部分について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分は、応札業者にとって、通常競合他社に知られたくない、秘匿すべき情報であり、これを公にすると、企画提案書の評価項目ごとの評価のみにとどまらず、その内容から応札業者の業務運営全体に対する評価及び他の関連事業に対する評価にも影響を与えるおそれがあり、応札業者の競争上の地位を不当に害するおそれがある。

イ なお、応札業者名も不開示となっているが、本件契約のプレゼンテーション評価においては、応札業者同士を同じ空間で待機させており、順番が来た都度業者名で呼んでいることから、応札業者同士が互いを認識できる状況であり、また、これらの応札業者が業界内で情報交換をすることも考えられることから、業界関係者には本件契約の応札業者名は知られている可能性があるとして推測される。

そうすると、応札業者及び業界関係者にとっては、公になっている企業情報又は業界内で独自に情報収集した競合他社の経営等の基礎情報や資格取得状況等から、本件不開示部分に記載された内容をそれぞれ業者間で相対比較等することにより、どの評価内容がどの応札業者のものか判別できると思料され、本件不開示部分を公にしても、応札業者の競争上の地位を不当に害するおそれがある。

(3) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、本件契約に関し応札業者が提出した企画提案書における評価項目ごとの評価が応札業者ごとに記載されており、これらの内容は、応札業者の詳細な業務内容等に係る機微な情報であると認められ、通常競合他社に知られたくない、秘匿すべき情報であると認められる。

また、応札業者名が不開示となっていたとしても、本件不開示部分を公にすると、当該部分に記載された内容をそれぞれ業者間で相対比較等することにより、どの評価内容がどの応札業者のものか判別できると思料され、応札業者の競争上の地位を不当に害するおそれがあるとする上記（２）イの諮問庁の説明も否定し難い。

したがって、本件不開示部分は、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条２号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司